

## 第14章 業界存続のための改革について —遠洋マグロ延縄漁業者の見解—

気仙沼商工会議所会頭 白井賢志氏

私は気仙沼商工会議所会頭・遠洋マグロ延縄漁船「昭福丸」船主を務めるほか、白福本店の4代目を継いでいる。現在7隻のマグロ船を所有しているが、うち3隻はケープ沖のミナミマグロとモザンビーク北方のメバチ・キハダ操業を行い、3隻はシドニー、マントル、ジャワ島沖でミナミマグロ、メバチ、キハダ操業を行い、残る1隻が地中海、アルジェリア領海、モロッコ沖のマグロを中心とした操業を行っている。200海里漁業規制以降、韓国・台湾漁船の参入、昭和52年のオイルショック、平成11年の2割の国際減船、そして資源管理の国際協調の時代へと激動の時代を経験して、近時では、同業者の遠洋マグロ業の撤退・廃業続出の事態にまで至り、日本の水産業衰退のプロセスを生産の第一線で経験してきた。現在は漁獲の更なる厳しい規制が決定され、今までの漁労態勢を全面的に見直さないと企業の存続が有り得ないという崖っ淵に立たされている。弊社も新たな漁獲戦略を立て漁労長とも議論を重ねて対応策を決めて19年度の航海に先日出漁させたところである。これが成功するかどうかは今後の推移をみなければ分からないが、マグロの規制が厳しい状況下では、メバチであろうとキハダであろうと雑モノであろうとも獲れる海域ならどこであろうと形振り構わず数を獲る操業は避けられない状況にある。煩雑極まる準備・手配等は漁労コストに反映し、乗組員にも過重な労働を課すことになる。従って、如何に経営を合理化し、柔軟な対応がなされうるか、乗組員の意識改革や漁労技術の拡大・深化を併行的に行わねばならず、厳しい経営が求められている。昨年(2006年)10月末より当会で水産業の戦略的抜本改革のための議論を重ねて具体的な戦略提言の取り纏めに精力的に取り組まれているのは、敬意と大きな期待を寄せているところである。

### 1. 遠洋マグロの資源状況・需給状況と対応策

本日は遠洋マグロ延縄漁業者の立場から問題提起をしたい。

先ず、遠洋マグロの国際的な資源状況並びに需要状況の悪化が当面の大きな問題としてある。これに対する遠洋マグロ延縄漁業の対応策のあり方についての見解を申し述べたい。

第1は資源管理である。私どもとしては、一日も早い予防的アプローチによる適切な資源管理が行われることを祈っている。資源悪化と一口で言っても、様々な要素・条件があることはいうまでもない。最大持続生産量(MSY: Maximum Sustainable Yield)により管理するので

あれば、正しい情報を十分収集してその情報充実を図るのが大切であり、情報の量・質をともに確保することが重要である。本来は規制の前に正しい管理プログラムを作成して対応すべきだと思っている。現実、資源評価に必要な情報は殆ど私ども漁業者から得ているにも拘わらず、漁業資源管理というと一方的な規制という形をとり私どもは常に規制される側に追い込まれる。資源管理は常に規制により行われ、これが今後更に強化されていくなれば漁業は崩壊の瀬戸際に立たされる。漁業が崩壊すれば、資源を活かし供給し利用するシステム自体が壊れてしまうことにも繋がるので、このような事態になれば資源を管理すること自体意味を持たなくなる。規制を行う時、規制の強化を行う時、それにより惹起されるリスクデメリットとプラスメリットとの適切なバランスに配慮しなければ、業界の衰退を招来するのみである。延縄漁業だけを規制対象にする論理だけでは、本当の資源管理はできないことを申し上げたい。私どもが代々生業として受け継いできた漁業は今後も幾世代に亘って守っていきたいと願っている。マグロを単なる商品として扱っている大企業とは生きる道が違う。この漁業を続けていくには合理的かつ適切な資源管理のルールが確立されるまでは、残念ながら私どもとしては与えられた漁獲枠を忠実に守るしか選択肢は残されていない。それは私どもにとって絶対不可避で唯一の道である。そして、ただただ資源回復による漁獲枠の緩和を願い期待するしかない。当然、私ども延縄漁業の漁獲枠縮減だけが資源回復の方法ではないのであり、IUU（illegal＜違法＞、unregulated＜無規制＞、unreported＜無報告＞）漁業廃絶の徹底は勿論のこと、巻き網漁船による過剰・無差別漁獲の実態検証、その上に立っての漁獲削減、各漁業国の漁獲枠の合理的見直し、日本と同規模の2～3割の減船の徹底、加工・輸入されるロンダリングマグロの水際での阻止など、多角的な管理・規制の厳格化が必要である。更に言えば、小マグロ、稚魚などのゴンドウクジラ類による食害解決のため、こうしたクジラ、とりわけインド洋沖、セーシェル沖の間引きの手法もあるやに聞いている。更に言えば、32年という長い年月を掛けて達成されたクロマグロの日本での完全養殖の種苗の大量生産技術を一日も早く完成させて、種苗を放流して資源の増強に貢献する事業を国家事業として積極的に推進して頂き、私ども漁業者も是非参加させて頂きたい。

## 2. 漁船団のあり方の提言

地中海を含む大西洋、太平洋、インド洋での漁船団の配置をどうするかという問題であるが、漁船団の配置について現状全ての情報を把握しているわけではないので正確なことは申し上げられないが、現在の規制では大西洋操業は採算に乗らず、インド洋操業も隻数を半分にして全て今年（2007年）から17.5トンの割当を倍の35トンにしなければ大半が赤字になる見通しである。その他の海域も有望な漁場が一箇所もないのが実情である。各船の配置を外からの力で

計画的に配置配分することは私どもからみて現実的な方策とは到底思えない。各海域での規制枠がそれぞれの漁船に影響して自ら隻数は自動的に決まってくる。更に漁獲効率が悪く経営体質が悪ければ、残念ながら自然減船も当然出てくるであろう。また漁場環境の変化で船団配置の変化も起きている。地中海は産卵海域であるリビア海域の違反操業や、蓄養原魚供給の巻き網船の台頭で資源減少が著しく、年によっては漁不漁の落差も大きく、とてもリスクな海域となっている。このままでは将来見通しは暗いものと判断している。

船団規模、操業のあり方の改革についてであるが、現在日かつ所属マグロ延縄船253隻、遠かつ協所属55隻、計308隻プラス $\alpha$ が操業しているが、この隻数規模は、世界の漁場で日本船が協力しながら他国籍船を越える実績を維持していくためには本来ミニマムな隻数であると考えている。しかし、現在の漁労環境では、採算性を保持する能力がある腕利きの船頭（漁労長）は多くないのが実情である。自然減船が増えていくことも予想される。このような面からも遠洋マグロ延縄漁船は生き残りを賭けた正念場に立っている。生産者の努力だけでは限界に直面しており、マグロ資源の問題とともにマグロ漁文化を次世代に継承していくには、獲る人、買う人、売る人、食べる人が一丸となって考えていかなければならない時期に至っている。

操業のあり方について言及すると、現行の延縄方式単船操業の場合、その存続のため省コスト・省エネ対策を行う上で考えられる一つの方法は、本船自体で加工処理能力・機能を持つことである。自船でフィレ、チャンクなどの加工処理をして付加価値を上げることである。その結果、買入人だけでなく船側でも魚の真のグレードを知ることができ、納得できる価格を把握することができる。本来、延縄船は「刺身マグロ船」であり、刺身の買入人は刺身の部位以外の残滓処理（最近では、フィッシュミールとなるため残滓もお金になると聞いているが）の経費を見越している。ここで行った提案を採用すればこうした費用負担もなくなるはずである。また、残滓部分は一魚体の40%に相当するものであり、従来の300トン積み船は180トン積み船で間に合うことになり、380トン級の船は250トン級に減トンされる計算になり、これで船価と燃費の軽減に大いに貢献できる。ただし、この方法は買入人の理解を得て、ある程度の流通のウエイトを占めて、日本船が揃って採用し改革に挑まなければ成功しない。1社や2社で取組んだ例もあるが自然に消滅している。これは『船上加工方式』と呼んで差し支えないと思う。

第2の試案は、かつての『母船式サケマス船団』を想起させるが、『大型刺身加工母船式マグロ船団』とでもいうべき、現在考えられる究極の方法である。この方式は大型母船の建造が前提となり、政府の艇入れで建造する「官設民営方式」でないと実現不可能である。水産基本計画の漁船漁業構造改革・総合対策の政策目標の解釈の中で、政府改革資金を導入して実現できないものかと考えている。この船団は生産者、荷受、商社、加工、小売、量販店、即ち川上

から川下までのノウハウを出し合い協力・参加する。トレーサビリティシステムにより、安全安心な天然マグロを数量・価格ともに安定供給するものである。更に川下のニーズに応えた加工をして、生産から消費までの一体的な改革の意識と方法が必要である。当面は生産者の現有船で操業をし、荷受機関の立会いにより洋上で母船に水揚げする。勿論、キャッチャーは次の一斉更新まで間に合えば、経験から適正規模トン数の内容の代船建造をする。この『母船式加工船団方式』によって省コスト・省エネ、流通の合理化が図れる。加工による製品価格形成の透明性が得られるとともに、付加価値の向上、付加価値の価格面への適正反映がなされる。付け加えると、適正規模の代船は被代船の35%減トンの船になると思われる。建造費の縮減は大きな省コスト・省エネ効果を生む。川上から川下までの新たな協調システムが可能になれば皆が納得できる収益構造となり透明性が確保できる。また、船頭不足の解消にも繋がっていくものと思われる。この二方式の提案を是非検討して頂ければ幸甚である。

### 3. 巻き網船減船について

資源保全のための巻き網漁船の減船の問題についてだが、昵懇の関係にある福島委員を前にお話しするのは躊躇いを感じるが、本日は個人的な立場を超えて延縄漁業者を代表して敢えてお話し申し上げたい。

現在、巻き網漁業による漁獲過剰問題が論議されている。インド洋、地中海などでの削減提案が科学委員会から提出されており、世界的規模での巻き網減船をどう進めるかが大きな課題となっている。大型巻き網漁船は幼魚から成魚まで多種類の魚を一網打尽に獲る漁法で大変効率のよい漁法であるが、資源管理が世界の大勢となっている現在では資源へのダメージが特に大きいのが大型巻き網船による漁法である。しかも、その漁法は徹底化されて人工浮魚礁(FADS)の利用やヘリコプターで魚群を探查し、未成魚までも無差別に獲るという状況で今の時代には合わない。資源保全と逆行するものといっても過言ではない。巻き網船が1隻増えると1万トンの漁獲が増えると言われている。これは単一魚種だけでなく、例えば、小型のメバチマグロの混獲によってメバチ資源の悪化を促進する要因になっているという指摘もある。一方、巻き網漁業者の立場からみると、大型巻き網船は過大な投資が必要で、その償却のためには刺身にもならない平均価格の安い魚を大量に漁獲しなければならない。巻き網船への投資、操業、採算を考えると空恐ろしいことである。そう考えると、私ども延縄漁業者に対する苛酷な漁獲制限が課せられている中、大型巻き網船の何隻かを減船すればその制限枠は不要とも思える。その大きなしわ寄せを受けている延縄漁業者の悲痛な叫びをご理解して頂きたい。また、産卵場での禁漁や禁漁期間の拡大は是非実行して頂きたい。世界のマグロ類の資源管理は大型巻き網船を削減することで解決するとさえ言われている。因みに、日本は責任ある

漁業国としてこの10年間巻き網を増やしていないが、世界では増え続けている。

ここで漁獲量の推移を概観してみたい。世界のマグロ類の総漁獲量はカツオを含めて第二次大戦直後は40万トン足らずであったが、2000年には360万トン、現在は400万トンになろうとしている。内訳はカツオ・キハダが約80%、ビンナガが5~6%でこれらは殆どツナ缶の材料となっている。メバチは10%、クロマグロ・ミナミマグロは1~2%でこれらは刺身として利用されている。1960年代、日本は世界全体の60%を漁獲していたが、現在では18%となっている。この低下は欧州、米国、台湾等で巻き網漁業が発展し、また多くの国でマグロを獲り出したことが原因であるといわれている。因みに、日本の総漁獲量は1960年代以降も60万トン台で推移している。最近の日本で消費する刺身マグロは約60万トンでそのうち約半分は輸入に頼っているが、その量はこの10年間で倍以上に増えている。輸入量増加の背景には、例えば、地中海には総漁獲可能量の2倍の生け簀があり、そこに生け込む巻き網船の魚の量は不明でブラックボックス化している。このことは豪州の蓄養にもいえることである。これらのものが日本に輸出され、一方では資源に悪影響を齎しているのが実態である。適正な資源管理を行うには大型巻き網船の操業問題を議論し解決することは避けては通れない。早急に五つの国際機関によって管理措置を決定し実行に移すことを強く望みたい。

遠洋マグロ延縄漁業は日本人の昔からの嗜好である刺身需要を満たすために発展してきたものである。そして、それは今申し上げた大型巻き網漁業とは異なり、資源に対して優しい漁業である。何故なら釣りの大きさなどの選択で稚魚などが混獲される可能性が全くない漁法で、無差別漁獲とは異なるものである。しかも釣り上げた魚は一尾ずつ迅速・丁寧に血抜きをし、洗浄処理をして急速凍結するという非常に手の込んだ扱いをし、「刺身船」としての独自性を保っている。日本人の食文化の中で刺身の微妙な味の違いが分かるというデリカシーが育まれてきたが、中でも私ども遠洋マグロ船で獲った天然マグロは最高のものと評価されてきた。蓄養マグロとは本質的に異なるという日本人の味覚は優れた食文化の維持のためにも大事なことである。日本人にとりマグロは魚の生食文化を代表する素材の一つで、嘗ては年に数回ハレの日にマグロの刺身を食するということでご馳走であった。最近の飽食時代といわれる豊かな食生活の中でも、マグロの生食のご馳走感は大きな満足を与えるものとしてあり、画一的な大量消費食材にはない、希少性を備えたものが天然マグロの刺身であるという地位は揺るがないものである。つまり、遠洋マグロ漁業は日本固有の食文化を支えているという自負と誇りを持った産業である。経済優先の潮流はそれなりの意義はあるが、本来人間生活の豊かさを求めそれを充足させるという理念が経済・産業には厳然としてあったのである。この日本固有の食文化を守り、国民に安全安心の健康食を提供し食の豊かさを実感させる高級食の需要を満たすものとして、天然マグロは食生活の中でも大きな貢献をしているものと自負している。そのような伝

統食文化の維持も国家施策の中に位置付けられて然るべきと考えている。しかしながら幾多の悪条件の中で遠洋マグロ業者の撤退・廃業が続き、私ども気仙沼港のようにそれへの依存度の高かった地域は苦難の中に投げ込まれている。僅かに、一本釣り近海カツオ船やサンマ船によって漁港としての命脈は保っているが、回遊性大衆魚の性格上何時不漁年が巡ってくるか分からないだけに、漁業都市としての安定・存続も大きな問題となっている。街づくり・地域づくりの基幹に置かれているのが漁業であり、食を通しての観光であるだけに、嘗て大きく地域経済に貢献してきたマグロ業者の下降は地域の根幹を揺るがす問題として、長い間それに耐え続け何とか打開の道を探り続けてきたのが実情である。嘗てのような勢いを失った中、何とか生き延び社会貢献を果たしながら企業の安定化に必死に取り組んでいるが、今は知恵と力が求められており、当委員会の指針は大きな支えになると期待を寄せているところである。

#### 4. 経営対策

経営対策についてであるが、マグロ漁業者として現下の状況に対する経営対策は既に二つの試案で触れたので改めて触れないが、ここでは個々の企業体だけでは不可能な対応施策について触れておきたい。それは国の予算による業界支援の実施である。自助努力を放棄して国任せにするということではないが先にも述べたように、政府は新たに漁船漁業構造改革対策事業を策定し50億円の予算措置を講じた。国はこの改革の必要を認めて措置したはずだがこれだけでは到底足りない。これは我が国の水産物の安定供給を担い、漁労文化・魚食文化の伝統を保持し、国際競争力のある業界・経営体の育成が大きな目標としてある。個々の経営体の体力が減退する中、収益性向上のための総合対策を重点的に講じるように力強い支援を頂きたいし、食料自給率の向上を当面の問題として農産物だけでなく水産物も自給率低下傾向にあることは改善しなければならず、自給率60%を取敢えず目指すとすれば、水産物の他国依存率についても当然配慮し、改善の方向に向かわねばならない。嘗ての水産王国・日本の面影は今では無くなってしまったが、漁労ノウハウ、船員の資質・意欲の高さ、食文化での水産物消費力といった全ての面において日本は世界に冠たる水産王国であったが、その復活は不可能なのであろうか。特に、漁労ノウハウ・乗組員の優れた能力は単なるメカニクな技術に代替しうるものではなく、伝統と経験により育まれ継承されてきたものである。それらのことはデスクワークの問題の処理、対応策の綱目からは常に零れ落ちてきたものであり、私どもが直接現場に立ち船員たちとの意思疎通の中からしか知りえないことである。例えば、乗組員が通常のサラリーマンとは全く異なることを知っている国民は意外に少ないと思う。彼らはただ給料・収入のために出漁しているわけではなく、彼らには『漁師魂』があり、獲物を追いつける執念と喜び、そのことに生き甲斐を感じる『狩猟者本能』とでも呼ぶべきものがある。そのような漁師

魂がなければ1年を超える洋上での漁師活動を続けることはできない。それは漁師や私どもしか知りえないことで、数字や経営システムに表すことのできない、漁船経営者と船員が精神的に共有している経営の核心に隠されている要素である。漁船漁業の経営対策といえば計数的マネジメントだけではないことを知って頂きたい。そのような漁業に携わる者達はその裏側に秘めているものの存在こそが、長期に亘る洋上操業を支え日本の遠洋漁業をここまで持続させてきた原動力であったことを再認識して頂きたい。このことを踏まえ、私どもは労働対策を講じているのである。

## 5. 気仙沼のスローフード運動

最後に若干の感想を述べて結語と致したい。地域の問題の中で申し上げたかった、気仙沼のスローフード運動についてここでは触れたい。イタリアの辺境の地『ブラ』から発祥するスローフード運動は広く世界に広まり、日本でもその精神の認知度が高まっている。元来伝統食を大事にしてきたブラの町にファストフードのチェーン店が進出してきたことに対応して、危機感を抱き伝統的な食文化を守り地産地消の文化を守るべく生まれたこの運動は、急速に世界各地に広まり様々なバリエーションを増やしながらもその精神は共通するものである。ファストフードのハンバーガーは世界中どこでも味・形ともに同じで、地域や国により食文化は異なるはずなのに全世界で同じものが提供され席捲されたら大変ということで、合理化を優先するファストフードに対して生産者の気持ちや地域の食文化を大切にしようとして各地域に広まり気仙沼でも根付き始め、分かり易い形で広めていこうとしているところである。スローフード運動のあり方を考えるとき、誇りを持って天職を守る小生産者の私どもマグロ延縄漁業と巻き網漁業との関係の中に、スローフードとファストフードの関係と似たこだわりのようなものをイメージさせられている。

このような機会を頂き、またご清聴賜ったことに感謝の意を表したい。

(2007年5月10日 第9回委員会)

## 第15章 横浜の海の森の過去から現在

横浜市漁業協同組合代表理事組合長 小山紀雄氏

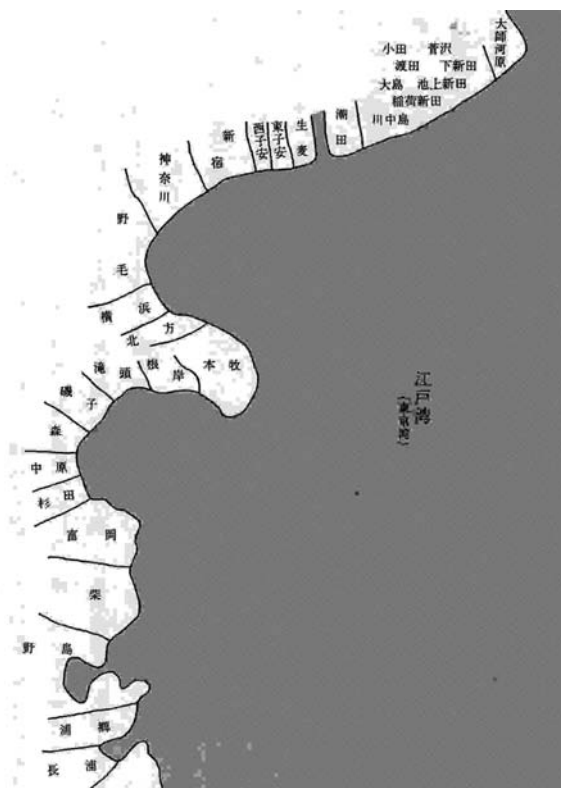
### 1. 江戸時代の横浜周辺の漁村（図表1）

横浜・柴漁業の始まりは鎌倉時代に遡るといわれている。江戸時代には開府によりタンパク源が足りなくなるなどのトラブルが発生したことから、当時から漁獲調整が行われていたといわれている。1816年（文化16年）には、神奈川浦44漁村が集まって「江戸内湾漁労大目三十八職」という覚書を策定した。これはタンパク源を守ろう、隣同士うまくやろう、獲りすぎに注意しようなどという趣旨で38職に上る協定を策定したものである。富岡では「小あみ」と呼ばれる刺し網をやり、柴では底引き網をやり、金沢では一本釣りを行っていた。このように、同じ海を違う漁法で行い競合が起きないように当時から行っており、その意味では上手に海を利用したといわれている。

<図表1>

#### 江戸時代の 横浜周辺の漁村

- 文化16（1816）年、  
「江戸内湾漁労大目  
三十八職」の覚書
- 現在の金沢区内に、  
3漁村が存在  
「富岡の小あみ」、  
「柴の手ぐり」、  
「野島のなわ舟」



柴漁業協同組合史より図引用



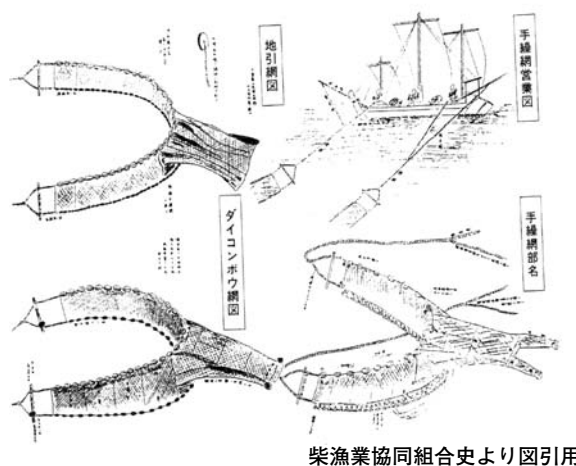
## 2. 柴村における明治期の漁業

当時は漁法としては底引きといっても、「錨引き」という大きな木の錨を海に投げる漁法で獲っていたようである（図表2）。また、地引網のほか手繰り網（錨どめと打瀬）もやっていたようである。

<図表2>

### 柴村における明治期の漁業

- 農業主体の半農半漁
- 地引き網
- 手繰り網（錨どめと打瀬）



柴漁業協同組合史より図引用

## 3. 地引き網

<図表3>は地引網の風景である。当時は半農半漁でどちらかというと農業主体で、農業の合間に地引網をやったり錨引きをやったりして生活をしていた。そのため、殆ど自給自足で買うものは殆どなかったようである。農業で生活の糧を得て、漁獲物を売ってお金を稼いで欲しいものを買う生活を送っていたようである。

<図表3>

### 地引き網

- 船10隻、乗り子40名前後の「船前仲間」で操業
- アジ、サバ、カマス、コノシロ等の回遊魚を漁獲



横浜開港資料館蔵

#### 4. 手繰り網（打瀬網）

<図表4>は手繰り網である。明治になって錨引きから打瀬網が主流になる。

<図表4>

##### 手繰り網（打瀬網）

- 大手繰り(4人乗り)と  
チャンチャカ(小船、2  
人乗り)
- タコ、エビ、ヒラメ、タ  
イ等を漁獲



小山紀雄蔵



横浜開港資料館蔵

#### 5. 中世金沢沿岸の地形（図表5）

柴周辺は「金沢八景」と呼ばれる風光明媚な景勝地で、鎌倉時代から文人などが往来していたそうである。また葦や藻が群生して魚の住処ともなり綺麗な海であったといわれている。

<図表5>

##### 中世金沢沿岸の地形



横浜市歴史博物館蔵  
「六浦地形復元模型」

## 6. アマモ場は漁場だった

<図表6>の写真は、大正12年の柴の海岸を写したものであり、砂浜にあるのはアマモである。私が子供の頃はこうした風景が多少残っていて、大波があるとアマモが打ち上げられ、これを皆で浜に上げて干して田んぼの肥料などに使った。アマモは海では魚の産卵場として利用して、陸でも肥料として利用するなど大変重宝した。

<図表6>

### アマモ場は漁場だった

- 柴の遠浅の砂浜の地先には、広大なアマモ場が広がっていた
- 地引き網はアマモ場を曳いていた
- アジやカマス等の回遊魚が、アマモ場に回遊していたのであろう



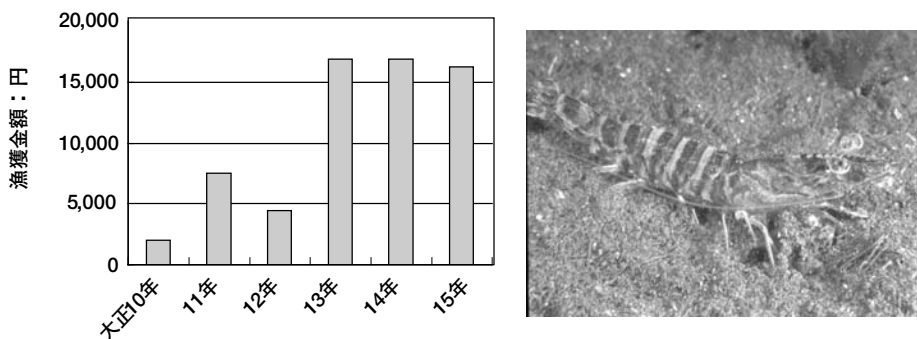
大正12年撮影、小山紀雄蔵

## 7. 大正末期 クルマエビの漁獲が急増

明治期の柴は半農半漁であったと先程申し上げたが、ある秋、収穫で忙しい時山から海を眺めると沖の方で明かりが見えたそうである。それで何をしているか見に行ったところ、なたぎりの漁師が夜流しをしてエビを獲っていたそうである。アマモのすぐ縁では漁をしてはならないという協定があったにもかかわらず、エビ漁をしていたので当時は大きな騒動になったようである。一度こういうことをしてしまうと止められず、すったもんだの末、大正末期には柴でもアマモの縁で夜流しを始めたそうである。そのため、エビの収穫が増え、柴ではクルマエビ漁が主流になった（図表7）。当時としては高価な値が付いたこともあり、実入りが増えたそうである。

<図表7>

### 大正末期 クルマエビの漁獲が急増



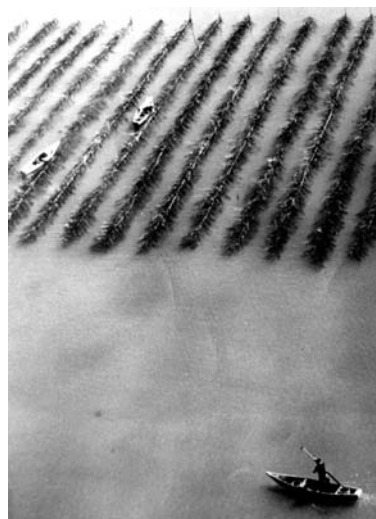
## 8. 海苔養殖の安定

もう一つの大きな転換期がこの時期にあった。それは海苔養殖である（図表8）。当時は少ししか海苔は付かず収穫は多くなかったが、大正から昭和にかけて「横臥式」海苔ヒビが導入された。そのお陰で、収穫が飛躍的に伸びて収入も増えた。これを機に、柴は農業中心の半農半漁から漁業中心の半農半漁に移行した。とりわけ、海苔は高値で取引されるので収入嵩上げに大いに貢献した。8月のお盆頃から翌4月までの約8か月は海苔の養殖で生活をし、残りの数か月はクルマエビを夜流しで獲って過ごした。このため農業は徐々に衰退していった。この当時から漁業主体の生活になったが、海苔養殖が盛んになると海底にヒビの残骸が残り、地引網が商売にならなくなった。

<図表8>

### 海苔養殖の安定

- 横臥式ソダヒビ建ての導入と生産の安定化
- 漁業主導型の半農半漁へ
- 海底に残った海苔ヒビの残骸が地引き網の邪魔に



小山紀雄蔵

## 9. 昭和10年（1935年）頃の暮らし

5月頃から夜流しを始めてひと夏を過ごし、お盆を過ぎる頃から海苔の支度が始まるので、船は出せなくなる。ひと冬海苔で家中が働き、4月頃まで海苔の片付けが残っていた。当時は海苔と底引き、農業と仕事が山のようにあったので、「かわいい娘は柴には嫁にやるな」といわれるくらい忙しかったようである。

## 10. 昭和10年頃の海

ツル藻、ニラ藻、赤藻が夏島から富岡まで岸から5百～6百mほどびっしり生え、大潮の時、藻が海上にそっくり出てしまい、錨を打たなくても船が動かなくなるほどで、一日中釣りができたそうである。私も子供の頃海で泳ぐと藻が足に絡むほど藻が豊富にあり、カレイやカニなどが子供でも簡単に獲れる海岸であった。

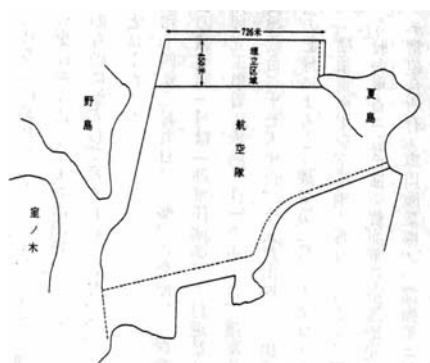
## 11. 戦前・戦中の大規模埋め立て

ところが、戦争が近づくにつれて、横須賀の海軍が近いこともあり、この海域を埋め立ててしまう（図表9）。当時、この海域は非常によい海域で「銭洲」と呼ばれるほどであった。南風が吹いても北風が吹いても波が立たない海域で、浅瀬でいろいろな魚が獲れて、アサリなど貝類も豊富に獲れるなど、一年中お金が転がっているということで「銭洲」と呼ばれたが、ここを埋め立てたため、アマモが顕著に衰退した。戦闘機の格納庫もできて、軍施設関係者がこの地に多く住むようになったことも、家庭排水・工場排水などが垂れ流されたことから、アマモ衰退の一因と指摘できよう。特に、銭洲がなくなって金沢地区の漁業は衰退が加速していく。柴の漁師は半農半漁で「柴の漁師は百姓漁師だ」と金沢の漁師からかわれるくらい金沢の勢力が強かったが、これを境に金沢の力は衰退していき、逆に柴が力を強めていった。

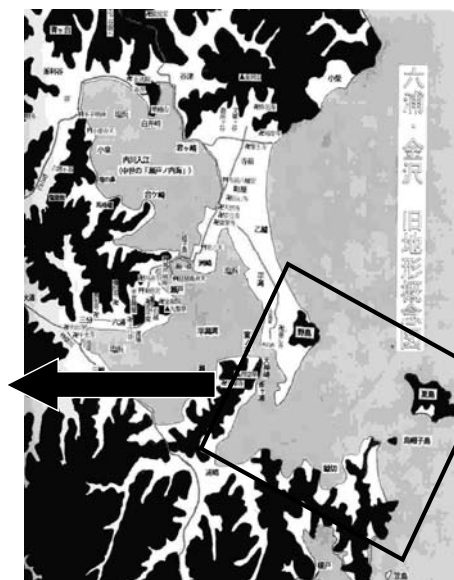
<図表9>

### 戦前・戦中の大規模埋立て

- 昭和11（1936）年、野島は最大の海苔漁場を失い、柴の漁場は残った
- アマモ場が顕著に衰退



柴漁業協同組合史より



## 12. 戦後 海苔養殖の最盛期

<図表10>の写真は私が漁師になった昭和30年代の柴の海の様子である。当時は海苔の実入りがよかったので漁場を拡大してどんどん栽培したが、支柱柵の深場養殖、牡蠣殻による人口種苗など海苔養殖の新技术が導入された。この当時、「浮き網」という沖に網を浮かして獲る漁法により海苔生産も上がった。機械化の初期段階にあったため、海苔生産は飛躍的に上昇した。生産量が増えただけでなく値段も下がらなかったため、この当時が一番海苔生産者にとっては幸福な時代であった。

<図表10>

### 戦後 海苔養殖の最盛期

- 昭和34（1959）年、神奈川県水産試験所金沢分場開設
- 支柱柵の深場養殖、カキ殻による人工採苗に成功



2点とも小山紀雄蔵

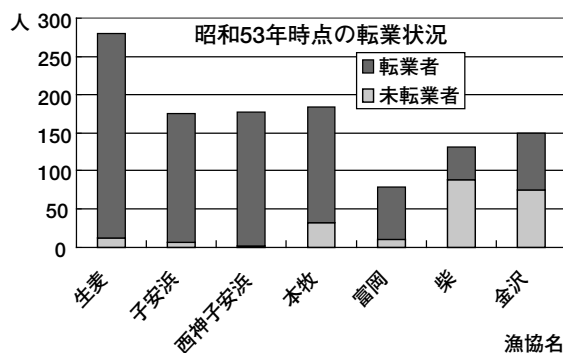
### 13. 進む埋立と進まぬ転業（図表11）

ところが、一番水揚げが多かった矢先、横浜市で金沢地先を埋め立てる話が持ち上がった。我々としても「絶対反対だ」とぶちまけた。何故なら、海苔収入が全収入の8割を占めており、残る2割が漁船漁業による収入であったからだ。我々は最後まで抵抗したが、当時の飛鳥田市長から「何とか横浜市の発展のために宜しく頼む。埋め立て後も漁業は続けさせる」という言質を取り、埋め立て絶対反対の柴の漁民も漸く軟化して、昭和46年から埋め立てが開始された。その結果、川崎から横浜まで殆ど埋め立てが進められた。

<図表11>

#### 進む埋立と進まぬ転業

- 昭和46（1971）年 横浜の漁業権 全面放棄、金沢地先埋立事業開始
- 昭和47年 神奈川県水産試験場金沢分場閉鎖
- 昭和48年 第1次オイルショック



### 14. 海に生きる決意と新たな挑戦（図表12）

埋め立てのため、海苔養殖が駄目になったので沖に出て漁をしないとやっていけないので、プラスチック製の初期の船を購入したが、当時で1千万円かかり、もし駄目になったらリスクも高いので釣り船との兼用船をつくった。もし漁業が駄目なら釣り船をやろうと思ったのである。当時はこうした兼用の船が多く皆が不安を抱えていたが、何とか4.9トン型の船を購入して沖合いに出してみた。ところが埋め立てが進んでいたにも拘わらず、カレイ、赤貝、トリ貝、スズキ、クルマエビなどいろいろな魚が獲れたので大変驚いた。その後2～3年してシャコも

こんなに獲れていいのかなと思うくらい獲れた。これだったら転業する必要もないと安心したが、こうした良い状況は長くは続かないものである。今まで獲れなかったものが急に獲れるようになったので、東京にどんどん出荷したのだが、肝心の東京の方でその捌け口がなくパンクしてしまった。「これ以上東京にシャコを持ち込んでもらっても売れないので止めてくれ」といわれたので、出荷枚数を予め決めようと、一件200枚の生産枚数出荷制限をした。その当方で300～500枚くらいのシャコを獲っていたが、200枚に制限した。その後、第二次オイルショックが起きて、組合としても油の供給を全船に行うのが困難になった。このため、二日出漁したらその翌日は休漁することにした。これに対しては、組合員からも相当不満が噴出したが全船に徹底した。苦肉の策であったが、思いがけずこれが良い方向に結びつくことになる。出漁制限の結果、シャコの値段が安定して高値で売れるようになったのである。当初2～3百円くらいだったものが5百円くらいで取引されるようになった。漁場も荒れず価格も倍になったので良い事尽くめであったが、その当時問題になったのは、千葉の方からの出漁が増えたことである。組合員から苦情が出たが、東京湾で勢力があるのは柴漁協なのだから他から来ても気にするなと言いつけさせた。相当不満はあったが、結果がよく収入も上がり資源も守られたので、組合員も納得してくれた。それから20～25年間は柴としては水揚げ水準も高い時代が続いた。漁業は2～3年水揚げがよくてもその翌年悪くなったりするなど好不漁の波が激しい。不漁の時は我々も日雇い労働者としてトラックの荷台に乗って働いた時期もあった。ところが、そういうことをやったため、その後25年間は高い水揚げを維持することができた。これはやはり自分たちで休漁期間を設けて資源の保護を図った、自分たちで禁漁区、網目の大目化を図った賜物であると思っている。

## <図表12>

### 海に生きる決意と新たな挑戦

- 昭和49（1974）年～  
FRP製4.9トン型漁船の  
進水
- 昭和52年～  
シャコの漁獲量制限実施
- 昭和56年  
横浜市漁協設立
- 昭和62年 直売場開設
- 平成元年 新漁港完成





## 15. 柴の底引き網の漁獲量 (図表13)

ところが、平成に入り水揚げが頭打ちになり、特に平成10年から水揚げが落ちた。これはシャコに限らず、カレイ、クルマエビ全てが不漁になった。東京湾は稚魚が多い海域だが、貧酸素のため夏場を越せない、次の年に結びつかない状況であった。その一例として、4～5年前、中の瀬の上手側にピンポン玉くらいの赤貝が大量発生して、私が漁師になって初めてみるくらい大量に発生した。当然、千葉県と相談して、まだ小さいので禁漁にしようと相談してそのエリアは禁漁とした。ところが、翌年5月、千葉県と合同で試験操業に出たら一匹残らず死んでいた。夏場の貧酸素が原因で漁が続かないのが東京湾の現状である。餌となる磯目も夏場に死んでしまう。貧酸素は昔からあるが、そんなに酷くなければ潜ったりして生き延びることはかなりの確率で可能だが、貧酸素が長期間継続してその度合いが強いと、翌年まで生き延びることはできない。こうした状況が平成以降長期化し、その度合いも強まっている。

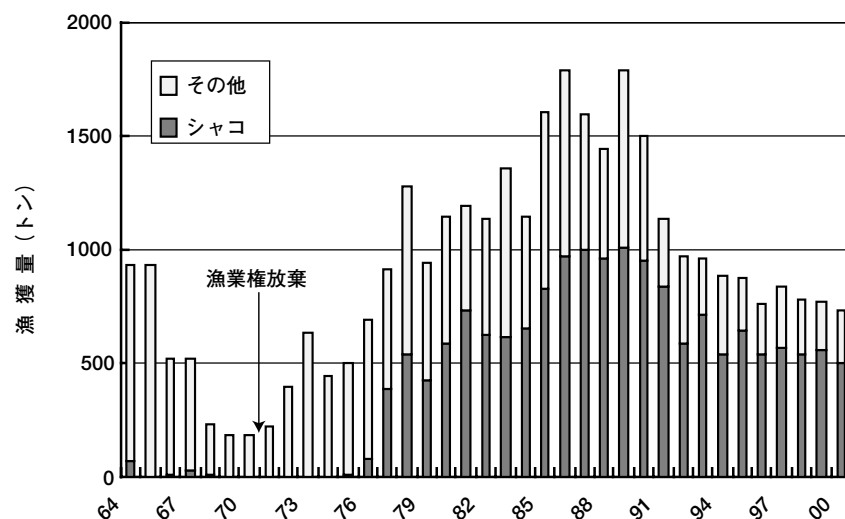
また水揚げ減少の背景には、東京湾全域に下水が完備されたことも大きい。それまでは、大島に流していたというのがその当時の方が海の状態は良かったと皆が口を揃えて言っている。確かに、見た目には東京湾は若干綺麗になり透明度も高まっているが、反面魚は少なくなった。これには下水が大きく関係している。富岡付近は東京湾でタコの産卵が一番多い海域であるが、その沖には大きな下水処理施設がある。ある時、大雨が降ったが翌日雨が止んだので網を回したが、結局一匹もタコは入らなかった。タコは真水に弱くその水域から逃げたなと思い、横須賀寄りの海域で水深25mくらいのところで網を回したらタコの山であった。ところが、下水処理場ができてからというもの、この海域はタコの漁場としては成り立たなくなってしまった。下水で問題になったもう一つの問題は、越流水の問題である。以前、富岡漁港では海水が臭くしょうがない問題が起きた。とりわけ、大雨が降った時に顕著で、よく見ると、小さな油脂上の粒が港一面に付いていた。何故こうなるか暫く原因が分からなかったが、漸くそれが判明した。大雨が降ると下水処理場が浄化しきれないので、ポンプを開いて全部出してしまうのである。その際、下水も放出するのだが、ポンプアップしてペラで回すから油脂状のものや葉っぱが細かく裁断されてしまう。それが海一面に広がっていたのである。そこで、下水処理場に文句を言ったら「うちのものではない」との返答が返ってきた。こうした対応に、私も「原因物質を試験場に持ち込んで調べてもらい新聞社に告発する」と言ったら、その日の夕方に処理場の所長が素っ飛んできてバキュームカーで全部吸い取っていった。所長も「この汚物は全てうちのもので、改善の努力をするので事を大げさにしないでくれ」と泣きついてきた。私も事を荒げるのは本意ではないので、「改善してくれるならばそれで結構である」と申し上げた。それで若干手直しはしてくれたが、年間15～20回くらいは大雨が降ると処理施設でも濾し切れないので放出されている。今では大きなプールをつくって一回そこに流し込んでいるが、それでも無理ならば外に放出しているようである。最初の悪い水はプールに貯める。それ

は雨が止んで普段の時に少しずつ浄化して外に放出する。それでも年に15回はこうした下水排水が行われたら、10年ならば150回に達する。こうしたことがタコの漁場で行われたら、魚などが住めるわけがない。従って、下水の問題はやはり大きい。

今申し上げているのは長年の漁師の勘で言っていることなのでデータ類があるわけではないが、もう一つの問題は、植物性プランクトンが発生しなくなったことがある。昔は赤潮（動物性プランクトン）の大量発生は当たり前であったが、同様に、海が茶色になることもよくあった。後にこれは植物性プランクトンの大量発生であることが分かった。ところが最近こうした現象が東京湾ではみられなくなっている。埋め立てが行われた頃は魚は獲れたが、その後の10～15年の間に東京湾の環境は大きく変わってしまったが、我々はその異変に気付いていなかった。そこまで環境悪化が進んでいるとは気付かないまま今日まで来てしまったのである。こうした環境下では漁獲制限をもっと行うべきであった。それに気付かなかったことが現在の不漁に繋がっていると思う。その中でも、平成16年には真夏日の連続記録更新があり、貧酸素も相当深刻であったと思うが、その年の秋には四～五つの台風が直撃して真水が東京湾に流れ込み、この時は災害救助法が適用されてもおかしくないくらい海の状態は悪かったが、案の定、翌年のシャコの水揚げはゼロ近辺に落ち込んだ。それもあってシャコは禁漁にしており、今年（平成19年）の9月で丸2年禁漁が続いている。網で掬えば少し獲れるので漁師からは禁漁を解禁するよう圧力はあるが、今親シャコを獲ったら子シャコが生まれなくなる恐れがあるので漁は我慢させている。ただし、その代わりにスズキ、エボダイ、タチウオなどを獲っているが、そうすると今度は千葉県、本牧、横須賀などの漁師と対象魚種がバッティングしてしまう。そうすると、こうした魚類の資源量も減少してしまう悪循環に陥ってしまう。

<図表 13>

### 柴の底引き網の漁獲量



## 16. 漁業者による藻場造成

現状を放置しては駄目なのであって、我々の手で海を元通りに回復させなければならない。だができることも限られているので、先ず、ワカメ・コンブの藻場造成を試験的に始めてみた(図表14)。これは採ることを目的とした造成ではなく、魚の中間育成の場をつくることを目的としたものである。こうした取組みをNPOと県が手を携えて展開している。こうした取組みを通じて海の浄化ができるのではないかと少しずつ自分たちのできる範囲で取組んでいる。それから、自分たちの漁協だけでは対応は不十分だということで、千葉、本牧、横須賀とも連携して東京湾の資源を守っていこうということで、去年(平成18年)決まったのが、火曜、土曜の週2回は一年中船を出さないことで千葉県、神奈川県の間で合意をした。また、中の瀬で魚の多い場所は分かっているが、貧酸素が起きると急に漁獲量が増える。というのは、貧酸素が起きると魚も苦しいので逃げてくる。その逃げてくる場所を我々は分かっており、そこで漁を行えば一網打尽で相当漁獲できるが、暫くするとまた獲れなくなってしまう。貧酸素がどこまで来るかによって魚が逃げる場所も分かるし、貧酸素の強弱もだいたい分かる。貧酸素が来てもさほど強くなければイソメなどは土の中に潜って逃げようとするが、強い貧酸素になると土の中から出て来て網に簾のように掛かる。そこで、昨年千葉県と合意したのは、7、8月に貧酸素が起きる際魚が逃げてくる中の瀬周辺を2か月間禁漁とすることである。今年もその内容で合意すると思われるが、そこは成魚、稚魚問わず様々な魚種の魚が逃げ込んで来るので、漁をやれば一網打尽できるが、たとえ水揚げしたとしても8~9割は死んでしまう。これでは我々の明日がないということで、千葉・神奈川の間で合意した。

<図表14>

### 漁業者による藻場造成

- 平成13年度～ ベイサイドマリーナ地先においてワカメ・コンブ藻場の造成試験
- 柴漁業研究会(若手漁業者)が実施
- 海藻養殖技術の伝承の機会にも



## 17. 豊かな海づくりのために何をすべきか

<図表 15>の写真は横浜港で天皇陛下、皇后陛下による稚魚を放流している様子である。「何故、放流を横浜港でやるのか」という声も結構聞かれたが、私は「冗談ではない」と答えた。横浜港でも冬場には産卵をして春先までは稚魚であるが、夏場の貧酸素で中の瀬から横須賀、観音崎方面に南下していく。そして、秋口になって海の状態が良くなるとまた横浜港に戻ってくる、この繰り返しののである。貧酸素が多ければ魚の移動範囲も広いが、貧酸素が多くなければ魚は一年中東京湾内にいるのであり、魚の移動の度合いは貧酸素の度合いによって決まってくるのである。それくらい東京湾は魚の成育に適した場所であるが、現在ではそれも難しい。最近、天皇陛下の放流を契機に、県・市もこのままではいけないということで、藻場・浅場などの環境改善に懸命に尽力してもらっているがやはり限界はある。そこで自分たちでできることからやろうじゃないかということで今でも地道な取組みを行っている。

<図表 15>

### 豊かな海づくりのために何をすべきか



神奈川新聞社提供

(2007年5月14日 第10回委員会)

## 第16章 『福岡のり』の流通問題と対策について

福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会代表理事会長 黒田忠記氏

本日お話するのは有明海の家苔養殖についてである。有明海の家苔養殖は、自然の力を十分活かした養殖を行っている。家苔養殖は輸入家苔の増加や需要低迷など多くの問題を抱えて「転換期」に差し掛かっている。その中で生産者が取組むべき課題を述べて行きたい。

### 1. 有明海の地勢（図表1）

福岡県からみた有明海の位置であるが、広い干潟が広がり干満の差が日本一大きく6m近くなる。また、筑後川が流れ込むなど栄養の豊かな海となっている。因みに当漁連は柳川市にある。

<図表1>

#### 有明海の地勢

- 閉鎖的な内湾域
- 干満の差が日本一（最大約6m）
- 筑後川の影響を強く受ける

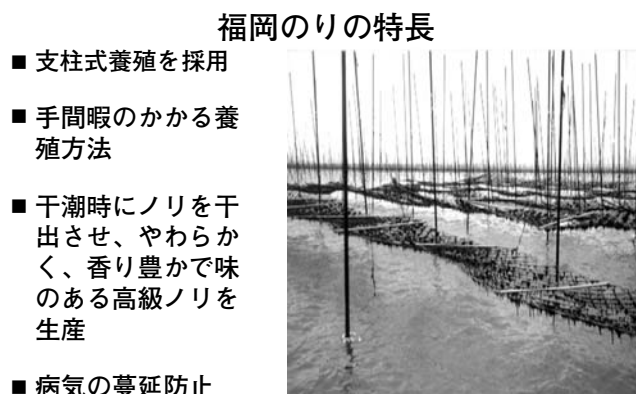


### 2. 福岡海苔の特徴（図表2）

海苔養殖のやり方は、昔ながらの「支柱式養殖」法を採用しており、支柱の設置・撤去や潮高に応じて網を張り込む水位を変えるなど、非常に手間の掛かる養殖法である。ミネラルを十

分に吸収し非常に柔らかく風味豊かな高級海苔ができる養殖法である。同時に、病気の予防、蔓延防止も兼ねた養殖法でもある。

<図表2>

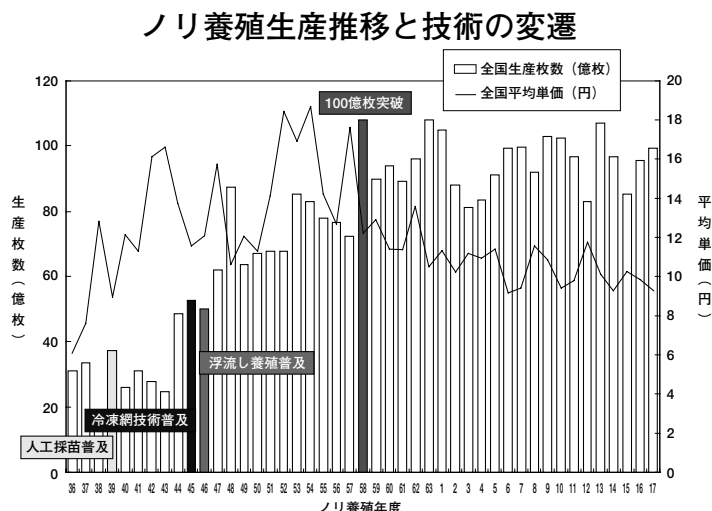


### 3. 海苔養殖生産推移と技術の変遷

海苔養殖の歴史について少し触れたい。

海苔養殖は江戸時代中期に品川辺りで行われたのが発祥と言われ、有明海では明治9年に行われたのが最初だと言われている。昭和25年には人工種苗技術が開発されて全国に広まっていく。<図表3>は人工採苗普及後の海苔の生産枚数の推移をグラフ化したものである。昭和40年前半までは30億枚程度の生産枚数であったが、昭和40年代中頃には、冷凍網技術の普及や浮流し養殖の普及などもあり生産枚数も飛躍的に向上する。その結果、昭和50年代後半には生産枚数100億枚時代に突破した。しかし、現在では90～95億枚で落ち着いている。

<図表3>



#### 4. 海苔養殖漁場の行使（図表4）

福岡県の漁場利用についてお話したい。

有明海の海苔漁場は区画漁業権によって免許が与えられている。縦36m、横18mの約200坪の「小間」が単位となって養殖は行われている。海区全体では22千もの小間があり、各漁業者に配分されている。中には、漁業補償を目当てに小間の権利を私物化し、小間の貸借を行い不当な利益を得る、不在地主のような小さな漁協も存在する。だが、漁家の大半は少しでも養殖規模を拡大したいという気持ちで、金を払ってでも小間を借り受けながら海苔養殖を拡大したのだが、逆にこれが経営を大きく圧迫していった。この点については県の指導を受けて、平成15年度より漁協の適正化や組合員審査の徹底に取り組み、今年度（平成19年度）中に漁場行使の適正化を完了する予定である。

<図表4>

### ノリ養殖漁場の行使

- ノリ漁場は区画漁業権によって免許
- 縦36m、横18m（約200坪）の「小間」が単位
- 海区全体で22,000小間を使用
- 不在地主の存在（貸し小間）
- 適正化にむけた取り組み



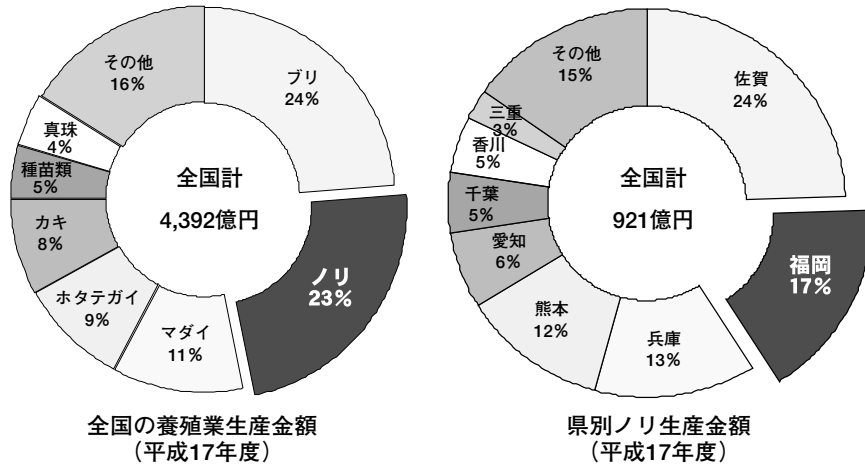
#### 5. 海苔養殖の位置

海苔養殖の重要性について述べたい。

海苔養殖は全国の海面養殖生産額4,392億円のうち23%を占めており、国内でも重要な生産品と位置付けられている（図表5）。また、全国の海苔生産額921億円のうち福岡県は17%を占めており、全国有数の生産地となっている。

<図表5>

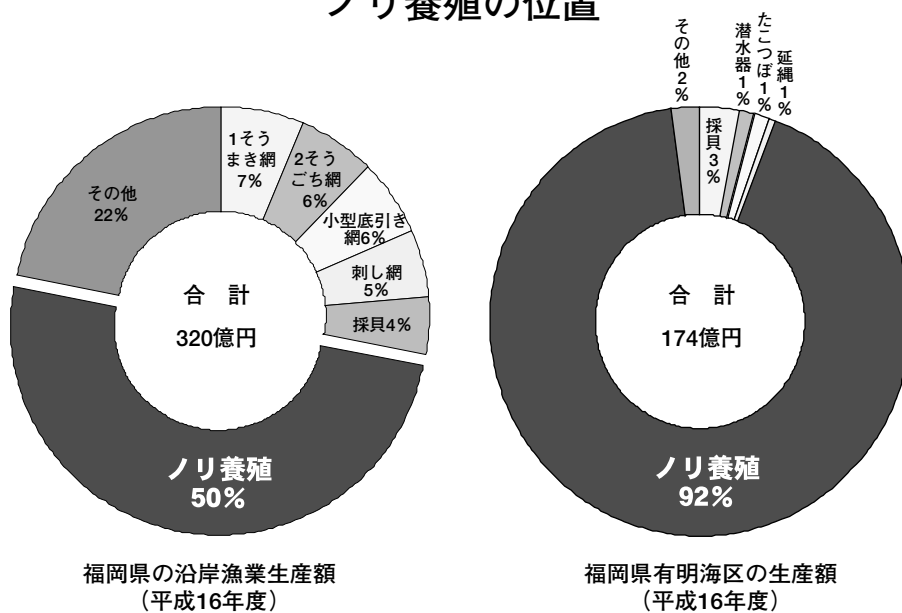
### ノリ養殖の位置



福岡県でも、沿岸漁業生産額320億円のうち約50%を海苔が占めるなど、県全体でも海苔養殖は重要な産業と位置付けられている(図表6)。当然のことながら、福岡県有明海区でも海苔養殖は92%を占めるなど、同海区の基幹漁業となっている。特に有明海沿岸では50~60%は海苔生産が占めており、多くの海苔関連産業が発展している。地域経済においても、海苔生産は大きな影響力を有している。平成12年度には記録的な不作で全国的な問題にもなったが、この時、飲食店は閑古鳥が鳴くほどお客さんは遠退き、改めて海苔産業が地域経済に与える影響の大きさを実感した。

<図表6>

### ノリ養殖の位置



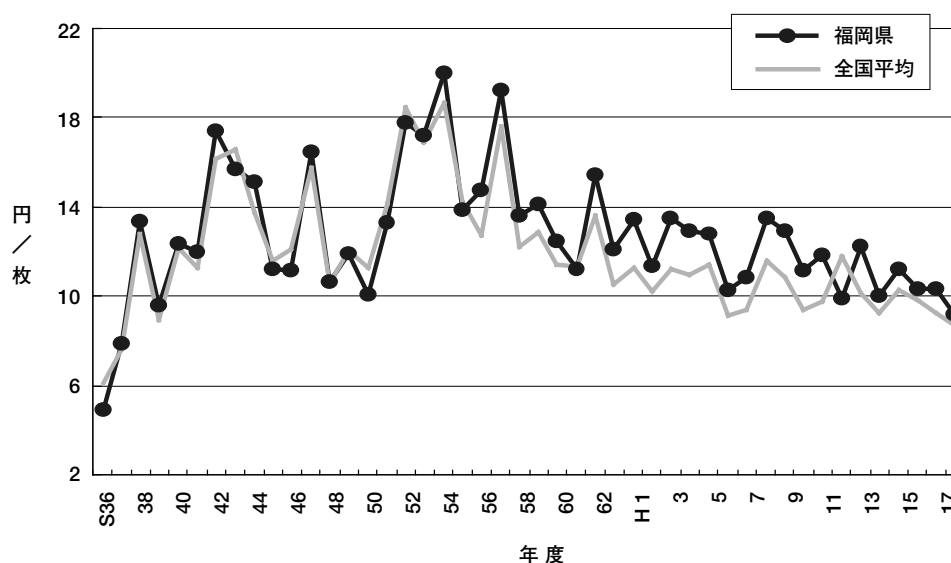


## 6. 海苔平均単価の推移

以上みてきたように、海苔養殖は重要な産業であるが、そこには大きな問題がある。すなわち、価格が安定していないことである。〈図表 7〉をみて頂くと分かる通り、昭和50年代後半までは価格は上昇基調にあったが、それ以降、価格は下落傾向を辿り、現在に至っては単価10円を割る始末である。価格が不安定になった理由には、海苔の消費形態や消費そのものの冷え込みなどいろいろあるが、海苔の閉鎖的な流通構造もその要因の一つと思われる。

〈図表 7〉

### ノリの平均単価の推移



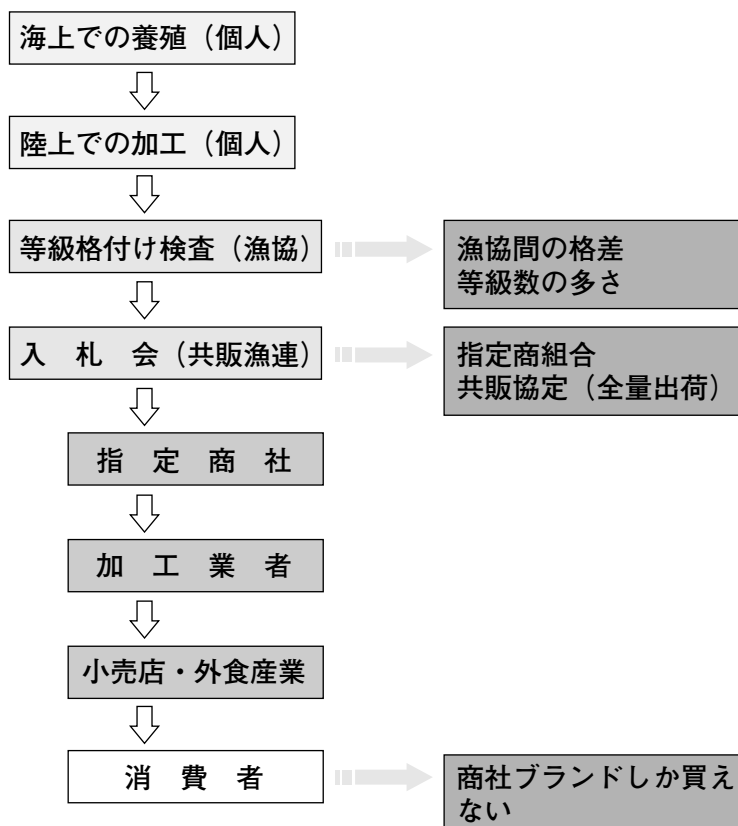
## 7. 海苔の流通

〈図表 8〉は海苔の流通構造を図示したものである。

海苔の生産・加工・流通は漁業者が個人単位で海上養殖を行い、個人が所有する加工場で乾燥し、等級格付検査を行ったものを共販漁連で実施する入札会に出荷し、商社に売り渡される。消費者が海苔を購入するには買い受けた商社のブランド品しか購入できないのが実情である。海苔の流過程にはいろいろな問題があるが、大きな問題として、「等級格付け検査」と「入札会」の存在が指摘できる。

<図表8>

## ノリの流通



### 8. 等級格付け検査における問題

はじめに、等級格付け検査における問題からお話したい(図表9)。

海苔は等級格付け検査を通じてランク付けされる。これが各漁協単位で行われているため、同一等級でも漁協間でバラツキがあるのが現状である。また、等級数も最大で150にも分けられ、これが入札会において海苔を買いにくくし、価格を押し下げる要因にもなっている。この点についても、検査員雇用の一元化や等級などの見直しによって、より統一された商品提供が行える体制を早急に構築する必要がある。これまで二つの共販漁連があったが、昨年(平成18年)合併し「有明海海苔共販漁連」が誕生した。これを契機にこうした問題対処に早急に取り組む必要がある。

<図表9>

### 等級格付け検査における問題

格付け 等級	上	黒	B	・・・	十数種類
	優等	優等	優等	・・・	優等
	特等	特等	特等	・・・	特等
	一等	一等	一等	・・・	一等
	二等	二等	二等	・・・	二等
	三等	三等	三等	・・・	三等
	四等	四等	四等	・・・	四等
		五等	五等	・・・	五等
		六等	六等	・・・	六等
		七等	七等	・・・	七等



- 漁協毎に格付け検査実施
- 同一等級でも漁協間の格差あり。
- 返品対策等においてロットを分散する傾向にあり、等級数（最大約150）が多い。
- 結果的に、入札会において適正な見付けがなされていない。

## 9. 入札会における問題

次に、入札会における問題についてお話したい（図表10）。

入札会は共販協定によって生産した海苔を全量出荷することが原則である。このため、自分たちの海苔を自分たちで販売することができず、全て商社任せになっているのが現状である。また、入札参加できる商社は限られており、新たな参入は難しく競争原理が働かなくなっているのが現状である。これらが海苔単価下落の一因となっている。しかし、生産者には販売能力が乏しいため、こうした入札会に頼るしかない。

<図表10>

### 入札会における問題



- 全量出荷を原則とした共販協定によって、自主販売が著しく制限
- 指定商組合によって、自由な入札参加が難しい
- 販売価格が低迷（一部の商社によって操られている）

## 10. 海苔の輸入問題

輸入海苔の増大も心配材料の一つである。

海苔はIQ品目の一つとして輸入量が制限されているが、平成17年以降グローバル化が打ち出され、韓国産に加え中国産海苔も輸入可能になった。輸入枠は16年度2億4千万枚、17年度4億枚、18年度5億85百万枚、19年度7億41百万枚、最終的に25年度には24億枚と年々拡大傾向にある。

## 11. 中国の海苔養殖（図表11）

とりわけ、中国については昨年（平成18年）我々も視察に行ってきたが、揚子江河口域に海苔養殖に適した広い漁場を有している。加工機械など日本の技術も導入している。安い人件費を背景に日本向け輸入枠が拡大すれば、直ちに量産体制に入ることができることもあり、大変脅威に感じている。

<図表11>

### 中国のノリ養殖



- 養殖に適した広大な漁場
- 加工機器など日本の技術が導入
- 安い人件費
- 脅威的な存在

## 12. ブランド化の推進（自主販売の推進）

こうした中、我々としては、先ず商社に依存した体質から脱皮し、自分たちのつくった海苔を自分たちの手で売っていかうとする取組みを行っている。名称を「福岡のり」に統一し、ロゴ・キャラクターの商標登録も行い、様々なPR活動にも取組んでいるところである（図表12）。本年（平成19年）2月より共販漁連として商品販売に取組んでおり、今後も数量を順次拡大していきたい。

<図表12>

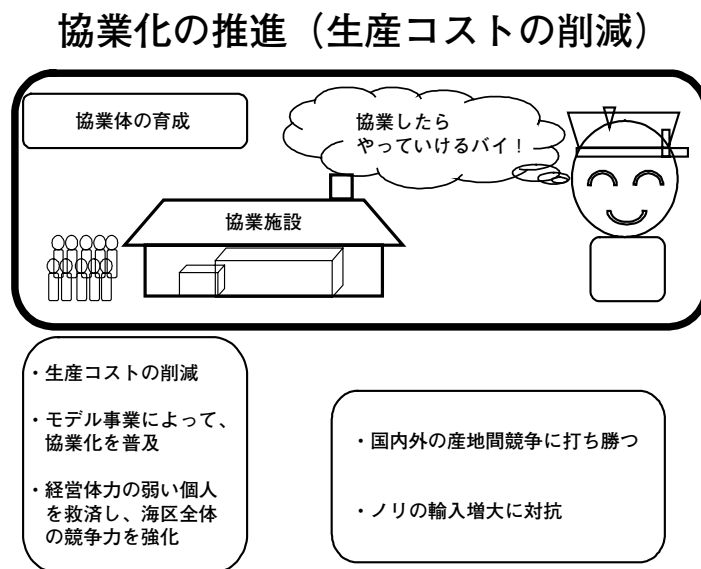
### ブランド化の推進（自主販売の推進）



## 13. 協業化の推進（生産コストの削減）

また、海苔のブランド化による単価向上と同時に、生産コストの削減も重要である（図表13）。コストの掛かる生産・加工工程において、漁場と乾燥機械を共同管理し生産コストの削減と労働条件の緩和を行う、いわゆる「協業化」に取り組んでいるところである。本年度（平成19年度）はモデル協業体を整備し、普及を図っていききたい。

<図表 13>



#### 14. まとめ

現在、食の安全・安心に対する関心が高まり、食生活も多様化するなど、消費者の嗜好も変わりつつある。また、海外の水産物に対する需要も高まり、社会的にも供給バランスが変化しているのが現状である。世界的な水産物の争奪戦となった場合、如何に上手に国産品を国内消費者に届けるシステムを構築するかが重要で、もしかしたら日本人が国産品を食べることができなくなるかもしれない。海苔についても、貿易自由化の影響によって安い外国海苔が大量に国内に輸入されようとしている。今こそ、我々は日本固有の歴史ある海苔づくりの伝統を守り、日本国民に美味しい安全な日本の海苔を食べる文化を伝えていかなければならない。また、指導者は国内漁業が末永く孫子の代まで健全に生き残っていけるような努力を惜しみなく行う義務がある。それには食材を生産する我々が中心となって現在の流通構造を打開し、生販一体となった提供体制を整備する必要がある。そのためには、先ず生産者組織の強化が必要である。ただ単に強化といっても、漁協・漁連の経営については株式会社同様、利潤追求を優先に経営することはできない。執行部には長い歴史の中で築かれた慣習によって、我が儘になりがちな漁業者を取り纏める無形の力、存在感が必要である。そういった意味では、企業経営とは異なる面が多々ある中、我々生産者は当面より結束を強める必要がある。この点については、流通構造の改善と合わせて、是非委員の皆様のご知恵を拝借したいと考えている。

以上が現場を預かる者としての率直な意見である。

(2007年5月14日 第10回委員会)

## 第17章 我が国の水産外交施策について

水産庁資源管理部長 山下 潤氏

本日の講演では原則論を中心にお話していきたい。

### 日本漁業の特性

日本は陸上には国境はなく海上で国境に接している。例えば宗谷岬に行くと目の前に樺太が見えるし、根室海峡に行くと北方4島が目の前に見える。また、対馬からは韓国が見えるということで、斯様に海を挟んで大変近くに外国が存在することが分かる。日本の200海里水域は外国の200海里水域と接しており、具体的には7か国と接している。すなわち、ロシア、北朝鮮、韓国、中国、台湾、フィリピン、マリアナ諸島（米国）の7か国である。従って、日本の漁業は、漁業操業を行うこと自体が外国と関係を持たざるを得ないのが昔からの宿命であり、その場合、漁場が最大の問題となる。漁場には線も引いてないし、独占的になかなか使えないからであって、漁場を巡っては国内でも大昔から紛争が頻発した。漁業権制度が叫ばれ出したのは近年入り後なので、漁業権制度がない時代には暴力沙汰に及ぶような、『漁業調整問題』と呼ばれる紛争が各地で起きていた。外国水域に向けても漁場を拡大していたが、やはり漁場の確保が最大の目的になっていた。この後詳しく申し上げるが、こうした多様な条件に応じて極めて多様な水産外交をこれまで展開してきたのである。

先ず、地理的にタイプを分けると、日本の近海周辺水域が一つある。これは先ほど申し上げた200海里水域と接している国々のうち、特にロシア、韓国、中国、それから台湾と北朝鮮も若干あるが、そうした国との漁業関係である。ロシア、韓国、中国とは、相互入会ということで、相手の国の漁船が日本の200海里水域内に入り、日本の漁船も相手国に入るという相互の入会関係がある。資源的にも共通の資源を配分し合うという関係でもある。それから、直接漁業の問題ではないが、いずれも領土問題が絡むので、非常に微妙な外交上の配慮を要する海域でもある。

また、日本漁船、日本の漁業者に着目すると、ロシア、或いは韓国、中国に出漁する漁業者と、ロシア、韓国、中国などの外国船が入港して何らかの接触を持たざるを得ない日本側の沿岸漁業者がいるが、このように外国側に出ていく、或いは日本側で受ける漁業者の違いがある。

これは、入って来られるのは迷惑で、出て行くほうは是非とも漁場を確保してくれという利害関係でもある。それから、沿岸漁業者にとり、入ってきた外国漁船に漁場を占拠されることもあるし、自分たちの漁具をひっかけられたりして漁具被害を起こすという問題も発生しており、それぞれ問題の解決を要することになっている。それ以外の水域に行くと、外国の200海里の水域に入って入漁するというのが、多数の国と関係がある。200海里水域の外の公海での漁場の確保ということでは、マグロ、オキアミ、イカなどの資源を漁獲する漁業にとり関係してくる。公海では、資源評価、資源管理等について多数国間の漁業協定或いは漁業条約を締結して、それに基づいて多数国の関係者が一堂に会して話し合いを行い決めていく関係がある。

外国の200海里水域に入漁する場合、色々な形態で日本漁業が入漁している。幾つか代表例を申し上げると、個々の漁業者が個人個人或いは商社等を通じて個別に相手国の操業許可を取得して入漁するものがある。また、許可もなく勝手にやっているものもあるかもしれない。或いは、相手国の許可を何らかの格好でもらって入漁するという、個別入漁と言っているが、そういう事例もある。この辺については、政府は殆ど関与していないので、どこの国に、どういう漁船が、どう入漁しているかについては必ずしも100%把握しているわけではない。それから、相手国に何らかの会社等の関係において、日本漁船をチャーターしてもらい、形式用船をして入漁する貸し渡し入漁という形態がある。これも、民間の企業ベースでの話が多いが、漁業団体がそういうことを仕組む場合もある。また、相手国に日本資本として参加して合弁企業を設立し、合弁会社として漁業を行うという合弁による入漁という形態がある。今申し上げたところまでは、民間の力で相手国の200海里の中で漁業を行うというパターンになる。

水産外交に関連していうと、入漁協定を締結して入漁するという形態がある。その場合、民間入漁協定と政府間入漁協定があるが、民間入漁協定といっても、相手国側は政府で日本側は民間団体という、政府対民間団体の入漁協定という形がある。この場合、日本側は全漁連、日鯉などの団体が当事者になって、水産庁も一緒になって協議を行い、協定をつくったり、或いは操業条件を話し合ったりしている。それから、政府間入漁協定がある。こうした入漁のあり方があり、それぞれ最もふさわしい方法を取りながら、漁場確保という意味での入漁を実現している。その際、それぞれの沿岸国がどういうことを考えているか、どういうことを要求するかによって、様々な条件が生まれて来る。すなわち、国連海洋法条約第62条には、沿岸国側が漁業国の漁船に対して色々なことを要求できるという項目が挙げられているが、例えば入漁許可を取る、或いはその沿岸国の法令を遵守するという義務を課す、入漁料の支払いを行わせる、漁獲割当量を設定してその範囲内に漁獲量を制限する、各種の報告・通報義務を課す、或いはオブザーバーの乗船とか現地の乗組員・現地人を雇用するといった乗組員の雇用を要求する場合もある。また、合弁企業への投資を要請するような条件を出す場合もある。これも、開発途



上国の200海里水域に入る場合と先進国に入る場合でそれぞれ大分条件が違ってくる。

斯様に、漁場確保のため様々な協議や外交を行っているが、かつては、日本の漁船が世界各国の様々な海域で日本漁船のシェアが大きい時代がずっと続いた。その当時は入漁する国の沿岸漁業者が競合相手であったが、近年では、沿岸国漁業者に留まらず、他の遠洋漁業国の漁業者、或いは他国の資本が、日本漁船の入漁にとっての競争相手になることが出てきている。例えばマグロでいうと、台湾、中国、韓国である。漁場によっては、日本国内の様々な漁業者が入漁をするにあたって、日本の漁船同士の競合もあり得る。例えば南太平洋の島々にも入漁しているが、カツオ釣りや海外まき網という格好でまき網漁業と釣り漁業が入漁する場合、一見仲良く入漁しているが、心の底では互いを競争相手と看做している。経営条件も違うし、操業条件の交渉になるとなかなか一緒に意見が出てこないということもある。

それから、特に近年、公海における資源利用の中で世界各国の環境保護勢力が色々な格好で出ている。公海でのトロール禁止を言ったり、或いは、かつては公海の流し網はけしからんということで、日本の流し網船を中心に廃業に追い込まれたこともあったが、こうした環境保護勢力の存在が大きな要素になっている。その意味では、相手国政府、或いは相手国の業界漁業者のみならず、水産外交を展開するに際して、色々な競合相手、或いは競争相手と競争に勝っていかなければならないという事態に直面している。

水産外交の最も重要なポイントは漁場確保であることは先程申し上げた。しかも、漁場確保を図る際には持続的な漁場確保を図らねばならない。漁業者は可能な限り操業条件などなく、全くフリーに操業したいという希望を持っている。だが、沿岸国側は最大限の利益を得たいという希望を当然持っているわけで、それを如何に調整するかが問題としてある。やはり、やらずぶったくりのような入漁をすると、漁場確保として短期間で追い出される可能性が生じるし、沿岸国の要望を聞いてばかりいると日本側の漁業者がとてもついていけないことにもなり、漁場確保は短期間で消滅してしまうこともある。従って、来年、再来年と先のことを考えて漁場確保をしていく必要があるというのが、水産外交の最大の目的と言えよう。

漁場確保については、政府ベース或いは民間ベースで色々な側面的な支援を行っている。代表的な事例をお話すると、昭和48年ぐらいに遡るが、財団法人・海外漁業協力財団という、漁場確保を目的とした海外漁業協力事業を推進する組織が創設をされている。また、その当時、外務省の無償資金協力の中に『水産無償資金協力』というカテゴリーが設けられた。これは漁場確保のため水産無償資金協力を使うという目的で創設されたもので、開発途上国が主体となるが、広く漁場確保のためにこうしたODAも活用してきたところである。また、先週のこと

だが、日本漁船がロシアで拿捕されて、どういう違反なのか明らかになっていない状況ではあるが、入漁に際して、日本漁船が相手国の200海里の中で相手国の漁業者と漁具競合であるとか、漁場で船が接触するなどの何らかのトラブルが起こったり違法操業が発生したりすると、漁場確保という意味では、大変なマイナスの要因になると言わざるを得ない。これは逆に考えると、最初に日本の周辺水域では相互エリアであると申し上げたが、正直なところ、ロシア船はほとんど日本水域に来ておらず、専ら来ているのは韓国船、中国船である。中でも韓国が一番お行儀が悪く、西日本で違法操業をやり、水産庁の取締り船或いは海上保安庁の巡視船に拿捕されるという事例が年間10件前後発生しているが、こういったことが続くと、日本の沿岸漁業者或いは地元の漁業者から「韓国船を追い出せ」という意見が当然出てくるわけである。その逆のことを考えれば、日本漁船が外国の水域でお行儀が悪いということになると、大変なマイナスになってくるのである。逆に言うと、日本の周辺水域では外国船に対する海上保安庁と水産庁による取締りが水産外交上の大きな武器・ツールになっているということも言えよう。さすがに日本から遠い遠洋漁場においては、水産庁の取締り船は何隻か出してやっているが、海上保安庁の巡視船は出ることができないし、水産庁としても、日本政府として取締り船を出してやっているぐらいは言えても、そこから先については手が及ばないところもある。斯様に、周辺水域では水産外交上のツールとして取締りを活用しているということも申し上げておきたい。

私からの講演は以上である。

(2007年6月6日 第11回委員会)

## 第18章 WTO交渉における水産物を巡る状況

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室長 遠藤 久氏

水産庁・水産物貿易対策室は一昨年（2005年）に新設した部署であり、それまでは貿易関係の班の中で対応していたが、いろいろと対応案件も多くなったため新たに同室を新設した。本日は、WTO交渉における水産物を巡る状況をご報告したい。WTO交渉については、新聞報道でも報じられている通り、農業交渉が一つの山場に差し掛かっているが、その中で水産物交渉を巡る状況についてご説明したい。

### 1. ドーハ開発アジェンダ交渉の概要

2001年11月のドーハ閣僚会議よりドーハ開発アジェンダ交渉が開始されているが、その中で「ドーハ閣僚宣言」が出されている。この中では、持続可能な開発の目的へのコミットメントの再確認をして、農業、非農産品の市場アクセス（Non-agricultural market access <NAMA>）、WTOルール（補助金、アンチダンピングなど）全部を含めて交渉するという包括的なラウンドであり、交渉の実施、結論、発効等は一括受諾を構成している。この中で重要なことは、貿易を通じて途上国の開発を促進しようということである。最初は2004年の12月を交渉期限に始まったが、その後交渉が長引いて、2005年の12月、香港において香港閣僚会議が開催された。そのときには、2006年中の最終合意を目指すということで合意されたが、その後、2006年7月のG6閣僚会合を経て、非公式な貿易交渉委員会で交渉が中断することになった。そのとき問題になったのは、農業の市場アクセスのほか、米国の国内支援の問題、NAMAの野心の水準。こうした問題のバランスについて各国の見解の隔たりが埋まらず合意には至らなかった。そこで、「一旦時間を設けて各国が真剣に考え直してみよう」ということでラミー事務局長が音頭を取り、一旦中断した。その後、2006年12月ころから議長が必要とするレベルで実務交渉を開始することとなり、今年（2007年）1月からは本格的に交渉が再開して今日に至っている。その後、G4（米国、EU、インド、ブラジル）がグループをつくって交渉を主導しているが、日本としてはG4に豪州と日本を入れたG6で交渉をすべきだという主張をしている。こうした会合を経て、今年中には何とか纏めようという共通認識で進んでいる。

## 2. WTO 交渉における水産関連分野

### (1) NAMA 交渉

#### ①主要三要素

先ほど申し上げた通り、NAMA 交渉では、水産物も含めた関税削減が議論されている。NAMA とは非農産品なので鉱工業品も含め幅広い品目の中に水産物と林産物が入っている。従って、水産でイニシアチブをとるのが難しい交渉になっている。漁業交渉であれば日本が相当イニシアチブをとりながら交渉できるが、貿易交渉になるとそれが非常に難しい。NAMA 交渉における主要三要素として、

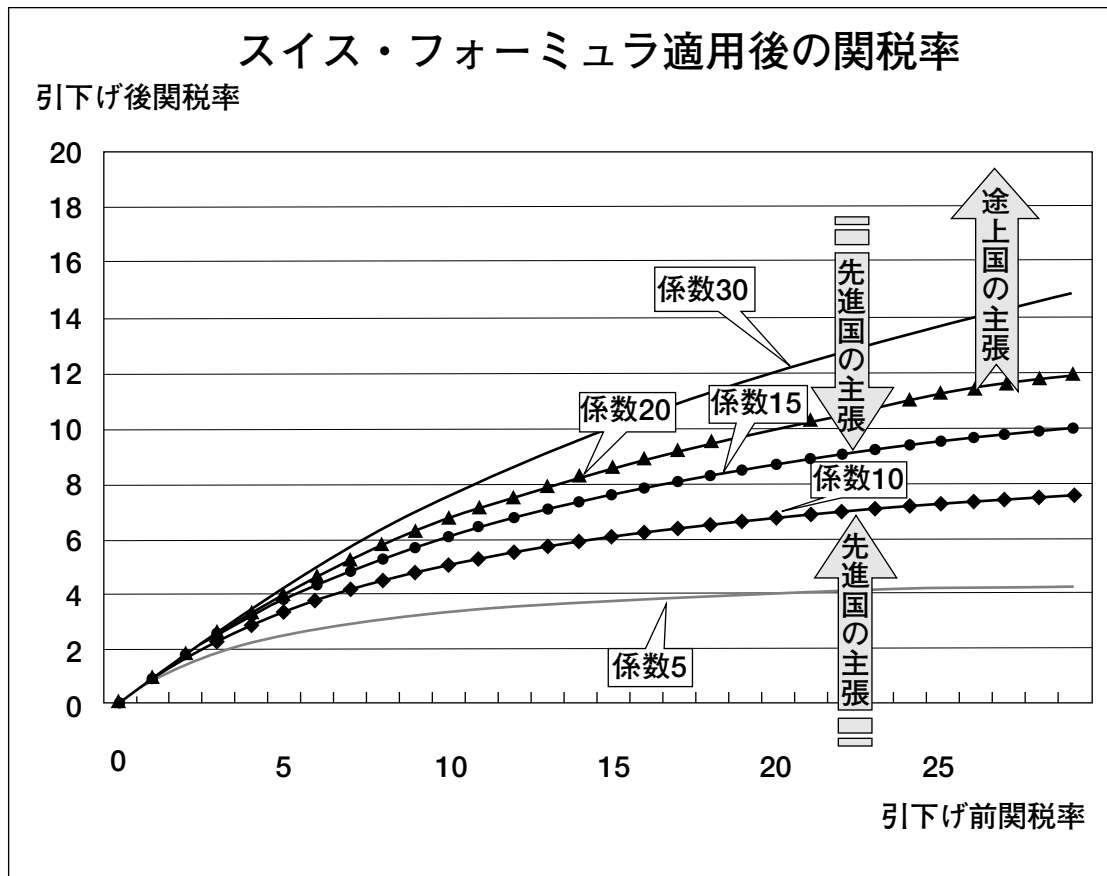
- ①関税削減のフォーミュラ、すなわち、どのように関税を削減するか、
  - ②そのフォーミュラは統一的なものだが、それに対して途上国に対してどのような柔軟性を与えるか、
  - ③WTO ではこのくらいの関税にすると約束をしている関税があるが、そうした約束をしていない関税（日本もイワシ、サバ、アジ等についてはこのような約束をしていないが、これを「非譲許品目」と言っている）の取り扱いをどうするのか、
- の三つがある。

それでは「スイス・フォーミュラ適用後の関税率」を参照頂きたい（図表1）。スイス・フォーミュラという関税削減方式を採用することについてはほぼ決定している。引下げ後の関税率は  $(\text{引下げ前関税率} \times \text{係数}) / (\text{引下げ前関税率} + \text{係数})$  の式で算出される。引下げ後の関税率を X 軸の極限まで持っていくと、係数にどんどん近づく曲線になる。従って、係数が実質的な最大関税率になる。それで、係数が小さくなればなるほど、削減率が大きくなる。この係数をどうするかについて、途上国と先進国の間で相当揉めている。先進国の主張は、先進国の係数と途上国の係数の差は5くらいでないのかということで、先進国については係数10、途上国については係数15という主張をしている。一方、途上国は、自分のところの係数はもっと小さくなくては駄目だと20、25、30という数字を主張している。要するに、先進国との差をきちんと設けないとドーハ宣言に違反するのではないかというのが途上国の主張である。上記2番目の途上国の柔軟性というのは重要なテーマである。関税削減フォーミュラの係数で一定の柔軟性を与えることになるが、途上国は更に何%かの品目についてはこれを適用しなくてもいいのではないかという主張をしており、このパーセンテージをどうするかで議論になっている。

それから、非譲許品目の取り扱いであるが、非譲許品目の場合、実行関税率にゲタをはかせ

て、それを基準にフォーミュラを適用させる方法が検討されており、そのゲタをどのくらいにするのかについて（このゲタが大きければ大きいほど削減後の関税率も大きくなるのだが）議論が継続中。

<図表1>



②補完的要素

以上の主要三要素を巡って主要参加国同士が今後自国の主張をぶつけ合うことになるが、それを補完する要素として以下の2点がある。

第1は分野別アプローチである。分野別に関税を撤廃したり、関税を調和させることを議論するものである。先ほど申し上げたフォーミュラで削減するのが原則であるが、その原則から更に削減させて調和させようという動きがあり、林産品、水産品のほか、電気・電子、自転車、スポーツ用品等々13分野で検討が行われている。水産品についてはノルウェー、カナダ、NZ等が共同提案しているが、香港閣僚宣言では、分野別アプローチへの参加は非義務的、すなわち自主的ということになっている。我が国としては、統一的な削減はしようがないとして、水

産物の関税に特化して撤廃あるいは更に削減するという議論については、自由化を過度に進めると資源管理に悪影響を及ぼすと考えており、反対、参加はしないという立場である。なお、我が国と同じ考え方なのが韓国、台湾、EUである。この分野別アプローチはある程度のクリティカルマスをカバーしないと意味はなく、それがカバーできるかどうか成功の鍵となる。

第2は非関税障壁である。NAMAの中では、輸出税、輸出規制の透明性確保、木材の規格について議論が行われている。

## (2) ルール交渉

関税削減の議論のほか水産庁として重要な交渉はルール交渉中の一要素である漁業補助金に関する交渉である。ルール交渉ではアンチ・ダンピングや補助金一般についての議論が行われているが、漁業補助金に関する議論はもともと過剰漁獲問題の解決の一方策として規律強化を図るという目的で開始された。ドーハ閣僚宣言・パラグラフ28においては、漁業補助金に関して以下の記述がある。すなわち、「これらの交渉の文脈において、参加国は、開発途上国にとっての漁業分野の重要性を考慮に入れつつ、漁業補助金に関するWTO協定の規律の明確化及び改善を目指す」とある。また、「漁業補助金が第31項においても言及されていることに留意する」とあるが、これは環境問題について述べた箇所、環境問題に絡めて議論が始まった。

その後、議論は漁業補助金の禁止の方法に移った。先ずNZ、米国等が「漁業補助金は基本的に全て禁止しよう」と口火を切った。それに対して、我が国、EU、韓国、台湾等が、「過剰漁獲能力に結びつくような補助金に限定して禁止すべきである」と反論した。すなわち、過剰漁獲能力或いは過剰漁獲に繋がる補助金、IUU漁業の増長に繋がる補助金は禁止すべきであるが、その他については今回の規律強化の議論とは関係ないのではないかとということである。

その後、2005年12月の香港閣僚会議で再度漁業補助金に関する記述、すなわち、香港閣僚宣言・附属書D・パラグラフ9が採択された。ここには、「ルール交渉グループには、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる特定の漁業補助金を禁止すること等により、漁業分野における補助金規律を強化すべきとの広範な合意があることに留意し、特に、漁業補助金規律の性質と程度（透明性・実施可能性の問題も含む）を決定すべく、交渉参加国に対し、速やかに更なる詳細な作業を行なうよう要請する」と記述されているが、我が方が主張した特定の補助金を禁止するという方向で（若干曖昧さは残るが）議論はある程度進んでいると考えられる。

昨年（2006年）2月からは具体的な協定文案の議論が始まった。当然ながら、米国、NZ、アルゼンチン、ブラジルからは、漁業補助金は全面禁止し一部例外を認める（例外は減船の補助金、資源管理に必要な補助金など）ということの基本とする提案が出されている。これに対

して、我が国、韓国、台湾は共同提案で限定禁止を基本とする協定案を提案し、EU、ノルウェーも限定禁止を基本とする提案を行っている。現在に至っても、「原則禁止」と「過剰漁獲につながる補助金の限定禁止」という双方の主張の対立が続いている状況にある。

それから、もう一つ重要な課題は、途上国の取り扱いをどうするのかである。先程申し上げた通り、途上国についてはある程度柔軟に対応しようというのが全体の動きであり、先進国に禁止している補助金についても、途上国にはある条件のもとで認めていこうとしている。しかしながら、我が国は、そもそもこの問題の発端は漁業管理の問題であり、大規模漁業途上国については先進国と同様の扱いにすべきではないかと主張している。具体的には、中国、インドネシア、ペルー等の大規模漁業国については、途上国だからといって、先進国に対する規制を逃れるということは、資源管理上おかしいのではないかということである。

ご清聴に感謝する。

(2007年6月6日 第11回委員会)

## 第19章 水産エコラベル制度について

(社) 大日本水産会専務理事 石原英司氏

本日は、大日本水産会が立ち上げ作業を行っている水産エコラベル制度について現状報告を致したい。

水産資源は世界的需要の高まりに拍車が掛かっている状況だが、一方で、限りある資源を持続的に利用していこうという動きがもう一つの大きな問題として捉えられている。水産資源は石油・天然ガス・鉱物資源とは異なり、自律的に更新される資源であると言われており、自ら再生産をする資源なので上手に利用すれば半永久的に利用可能という特徴を持った資源である。では、それを如何に実現するかといえば、生物学的漁獲許容水準（ABC）以下の中で漁獲を続けていけば半永久的に利用可能といえる。

それゆえ、資源管理が大事だという議論に繋がるわけであるが、水産エコラベルはそうした活動に従事する者に一定の価値を与えてそれを広めていこうという考えで、2年前（2005年）、FAOは水産エコラベルのガイドラインを発表している。この中で、FAOは諸外国が水産資源に優しい漁獲方法、漁獲数量、操業期間を守って漁業活動を行う者に対して認定をして、広く実践しているものを普及させようというものである。

そうした動きを受けて、行政・水産業界とも議論をしたが、大日本水産会でこれを進めてはどうかという賛同を頂いて、この立ち上げに向けて作業をしている。

### 1. 大日本水産会「水産エコラベル実施評議会（JFC）」のしくみ

<図表1>が水産エコラベル制度のイメージ図である。その概要をご説明すると、①ある漁業者が申請者となって審査機関に認証を求める。②この審査機関が審査した結果、環境或いは漁獲に優しい活動をとっているという一定基準をクリアした申請者についてゴーサインを出す。③水産エコラベル実施評議会（JFC）（これは大日本水産会でセットしようと考えている組織である）に審査報告をする。④水産エコラベル実施評議会は申請者に認証書を交付する。以上が大まかな流れである。

さて、水産エコラベル実施評議会と審査機関との関係についてであるが、大日本水産会は水産エコラベルを認証する仕組みの中では審査機関を認定する機関という立場である。審査機関は申請者の行動が妥当かどうかについて認証を行う機関という位置付けである。大日本水産会

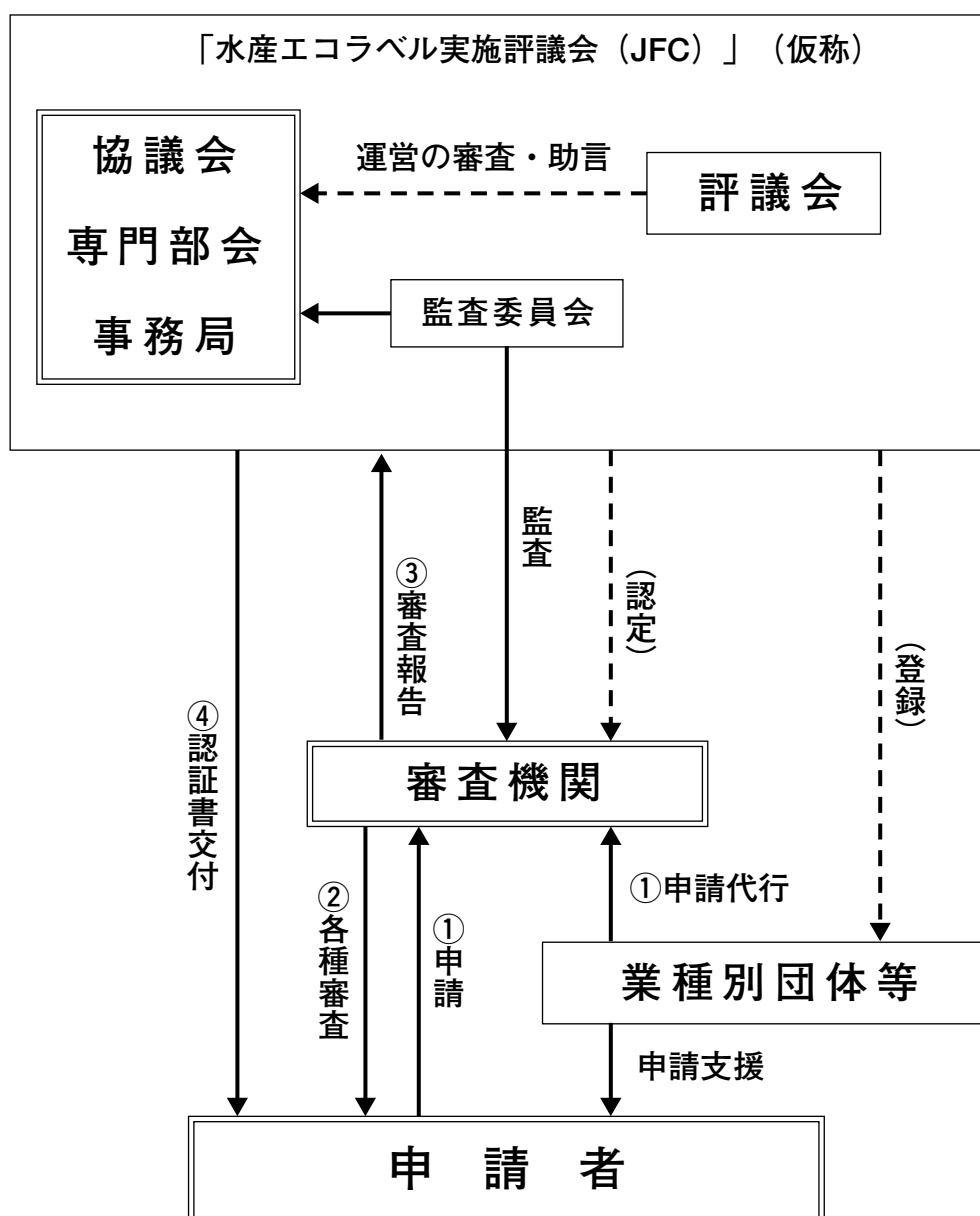


がこの審査機関を指定し、指定を受けた審査機関は申請者の活動が水産エコラベルを付与する一定の条件を満たしているかどうかを審査するという形態を考えている。審査機関としては、日本では日本水産資源保護協会という組織があるので、そうした機関が審査機関に名を連ねるということになっている。申請者についても、ある程度このエコラベルの組み立てができ上がれば早く申請をしたいという方々も、具体的に幾つか挙がっている。我々としてはこうした要請に早く応えていかねばならないと考えている。

<図表1>

フローチャート

大日本水産会「水産エコラベル実施評議会（JFC）」（仮称）のしくみ



## 2. 水産エコラベリング

次に、FAOのガイドラインについて簡単に説明したい。FAOは、認定機関、認証機関を置き、ここで二つの認証をするというイメージを掲げている。一つは漁業者認証であり、もう一つは加工流通業者を対象とするCOC認証である。我々もこれに倣い、漁業者認証と流通・加工団体の認証の二つをすることを考えている。

漁業者認証については、漁獲行為が資源管理に決められた資源管理措置を十分に遵守した漁獲活動であるか、漁場環境保全に留意しているか等を主に見ていくということである。

加工・流通業者の認証については、漁獲段階でエコラベルを付した漁獲物が使われているかということを確認するのであり、環境に優しくない漁獲を行っているとか、漁業段階でエコラベルを得ていない漁獲物が加工流通段階で混じっていないだとか、そうした漁獲物を使っていないということを確認する機関である。これにより、消費者に対して、自分たちの食する漁獲物が持続的な漁業或いは環境保全に注意しているものであり、積極的にこうした漁獲物を食べようという選択性につながっていくことが目標である。

## 3. 瀬戸内海におけるサワラの資源回復計画

現在日本国内で、資源管理を行いながら劣化した資源を回復させようということで、資源回復計画をたくさんやっているが、こうしたものの一つがサワラの資源回復計画である。これらは環境に優しいとか、資源を復活させるために色々な措置をとっているという現状の活動であるが、こうしたものを漁獲団体の認証の一つの対象として考えていくべきではないか。具体的には、現在日本では28の地域、魚種を対象に、これらの回復計画が行われている。

以上で私からの報告を終らせて頂く。

(2007年6月6日 第11回委員会)